令和5年度 第1回 千葉県 環境審議会 企画政策部会

議 事 録

日時:令和5年11月9日(木)

午前10時00分~

場所:千葉県自治会館9階 第1・2会議室

目 次

1	開	会	• •	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	環境	生活	部長	:あし	ハさ	つ	•	•	•		•			•			•	•		•		•					•		•	2
3	企画	ī政策 [·]	部会	委!	員紹	介			•					-							-	-		•	•			•		3
4	企画	ī政策 [·]	部会	:長	あい	さつ)		•					-	•		-							•	•		•	•		3
5	議	題																												
(1)審	議事	項							•			•	•								•		-	-					4
	再生	可能	エネ	ル	ギー	の低	進	区	域	の	設	定		男?	† {	5環	境	配	慮	基	準	の:	方	向'	性	に	つ	い	て	
(2	2) 報	告事	項					•	•	•	•			-			•	•	•	•		•		•	•	•	•	•		2 3
	千葉	県の	温室	効	果ガ	ス排	壯	量	1=	つ	い	て	(2	201	9 4	年度)													
	千葉	県地	球温	暖	化対	策実	《行	計	画	É	Εţ	4年	組	<u> </u> の	令	和	4	手厚	复	三 約	責に		こし	17	-					
(3	3) そ	の他		•			•	•	•	•	•						•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	2 5
6	閉会																													2 6

1 開会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部温暖化対策推進課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

司会 はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

諮問の写し

資料1 「地域脱炭素化促進事業」制度に係る環境配慮基準について

資料 2 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の方向性に ついて

資料2参考 環境配慮基準に係る主な法令等

資料3 千葉県の温室効果ガス排出量について(2019年度)

資料4 千葉県地球温暖化対策実行計画 主な取組の令和4年度実績 資料は以上でございます。

司会 次に、オンラインで御出席の委員の皆様の留意事項についてお伝えします。

カメラ機能はオンに、音声についてはミュート状態にしていただき、御発言の際には「手を挙げる」を押していただき、指名されたあと、音声をオンにして、お話いただきますようお願いいたします。

- 司会 本日は委員総数11名に対し、10名の委員に御出席をいただいております。半数 以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により 本日の会議が成立しておりますことを報告いたします。
- 司会 次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び 第11条第2項の規定により、原則公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考え

られますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

司会それでは、公開とさせていただきます。

2 環境生活部長あいさつ

司会 開会に当たりまして、千葉県環境生活部 井上部長から御挨拶申し上げます。

井上環境生活部長 おはようございます。千葉県環境生活部長の井上でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

さて、今回は、千葉県環境審議会の改選後、初めての開催になります。

千葉県環境審議会は、環境基本法等に基づき平成6年8月に設置し、県の環境保全に関する基本的事項を審議しており、県議会議員、学識経験者、住民代表など、計40名で構成されています。

審議会には、大気環境部会や水環境部会など7つの部会を置き、本日開催する企画 政策部会は、地球温暖化対策や環境学習等に係る重要な事項を審議する部会として、 これまで多くの貴重な御意見を賜りました。

昨年度は千葉県地球温暖化対策実行計画の改定や千葉県カーボンニュートラル推進 方針の策定などについて御審議いただき、改めて御礼申し上げます。

本日の会議では、市町村が再生可能エネルギーの導入に向けた促進区域を設定するに当たって基準となる、県の環境配慮基準の方向性について御審議いただくとともに、2019年度の温室効果ガス排出量や令和4年度の温暖化対策に係る取組実績ついて報告させていただきます。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

3 企画政策部会委員紹介

司会 次に、委員を御紹介いたします。

まず、来場により出席いただいている委員から御紹介いたします。

中村委員でございます。

佐藤委員でございます。

佐々木部会長でございます。

秋葉委員でございます。

外山委員でございます。

次にオンラインで出席いただいている委員を御紹介いたします。

池邊委員でございます。

梶委員でございます。

亀山委員でございます。

藤倉委員でございます。

本郷委員でございます。

木名瀬委員におかれましては、所要により本日は御欠席との連絡を受けております。

司会 続きまして、県関係職員を紹介いたします。

井上環境生活部長です。

江利角環境生活部次長です。

小林温暖化対策推進課長です。

4 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議にあたり、佐々木部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

佐々木部会長 企画政策部会長を仰せつかっている東京大学の佐々木でございます。2 年間よろしくお願いします。

本日の審議内容は、地域脱炭素化促進事業制度に係る環境配置基準についてで、実

感しているとおり、地球温暖化の影響が非常に顕在化しているかと思います。根本的には、気候変動影響の緩和策を進めて、二酸化炭素排出量を削減することが大事ですが、それに関わる事業を行う上で、身近な環境に大きな影響を与えてはいけないので、バランスを取って行っていくということで、本日の審議会は非常に重要になるかと思います。

事務局から御説明いただきますが、国の基準や関連するハンドブックなど、やや錯綜していますので、わかりやすく御説明いただき、わかりにくい箇所は、ぜひ質問をしていただいて、御意見を賜ることができればと考えています。

どうぞ忌憚のない御意見いただきますようよろしくお願いいたします。

司会ありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、井上部長におきましては、所用のため、ここで退席させていただきます。

司会 議題に入る前に、企画政策部会への付議について御説明いたします。

お手元の資料、名簿の次の資料にございますとおり、10月17日付けで千葉県から 千葉県環境審議会に対し、「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮 基準の策定について」諮問があり、諮問を受け、千葉県環境審議会から、千葉県環境 審議会運営規程第5条の規定により、同案件を企画政策部会で審議するよう付議がさ れております。

それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、佐々木部会長にお願いいたします。

5 議題(1)審議事項 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の 方向性について

佐々木部会長 それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと 思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人を、池邊委員と梶委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

佐々木部会長 それでは議事に入ります。

本日の審議事項は「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の方向性について」です。

それでは事務局から、説明をお願いします。

事務局 千葉県温暖化対策推進課の在原でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、本日の審議事項である「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する 環境配慮基準の方向性について」を説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

まず資料1で、本制度の背景と制度趣旨や、環境配慮基準・促進区域の設定、促進 区域の設定に係る国や都道府県の基準、県の環境配慮基準策定の考え方に加え、本日、 御議論いただきたい点や、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

2ページをご覧ください。2050年カーボンニュートラルに向けては、再生可能エネルギーの活用が重要となりますが、一部事業では、環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないこと等に起因する地域トラブルが発生しています。

昨年4月に施行された改正地球温暖化対策推進法では、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度が創設されました。

この制度では、市町村が再エネ促進区域を設定するとともに、再エネ事業に求める 環境保全や地域貢献の取組を自らの実行計画に位置づけ、適合する事業を認定する仕 組みで、立地に適した区域に、地域に貢献する再エネ事業の進出を促す制度です。

3 ページをご覧ください。国は、一番上のイメージですが、全国一律で促進区域から除外すべき区域、市町村が考慮すべき区域・事項等を設定し、都道府県は、真中のイメージですが、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じ、除外すべき区域、市町村が考慮すべき区域・事項等を定めた、環境配慮基準を設定します。

市町村は、一番下のイメージですが、国や都道府県の基準に基づき、環境配慮や社会的配慮の観点を考慮し、促進区域等を設定します。

促進区域内で認定を受けた事業は、地域の円滑な合意形成を図りやすくなる他、農地法や自然公園法などの許可等手続きのワンストップ化や、環境影響評価法の手続きの一部として配慮書の手続きが不要になるなどの、メリットがあります。

4ページから8ページは、環境省が公表している「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)」から抽出した資料です。基本的にはここに記載されている内容に沿って都道府県が地域特性に応じて環境配慮基準を設定するもので、都道府県による裁量の範囲は、それほど大きくありません。

4 ページをご覧ください。こちらは、促進区域の設定に係る国の基準です。国の基準では、全国一律で促進区域から除外すべき区域、考慮すべき区域・事項について規定されています。

表の左側が、促進区域から除外すべき区域で、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、自然公園法に基づく国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域、鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区の特別保護地区、種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区が該当します。

表の右側が、除外すべきまでではありませんが、考慮すべき区域として、自然公園 法に基づく国立・国定公園、種の保存法に基づく生息地等保護区の監視地区、地すべ り等防止法に基づく地すべり防止区域、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、 森林法に基づく保安林であって環境保全に関するもの、考慮すべき事項としては、種 の保存法に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障、騒音その他生活環境 への支障が挙げられています。

5 ページをご覧ください。都道府県の促進区域の設定に係る環境配慮基準は、施設の種類ごとの環境配慮事項を検討し定めることとなっており、今回、千葉県では太陽 光発電と、風力発電について基準を定めます。

表の左側が太陽光発電、右側が風力発電です。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持については、騒音による影響、重要な地 形及び地質への影響、土地の安定性への影響が共通する内容で、太陽光発電固有の事 項としては、水の濁りによる影響、パネルによる反射光による影響が挙げられていま す。風力発電固有の事項としては、風車の影による影響が挙げられています。

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全については、動植物の重要な種及び 重要な生息地・群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響が挙げられています。 人と自然との豊かな触れ合いの確保については、主要な眺望点・景観資源・眺望景 観への影響、主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響が挙げられています。

その他、都道府県が発電施設や地域の特性に応じて配慮が必要と判断する事項についても検討し、施設の種類ごとに環境配慮基準を定めることとなります。

6 ページをご覧ください。ハンドブックにおいて、太陽光発電施設について、都道 府県基準で促進区域に含めない区域のイメージとして示されているものです。

水の濁りによる影響については、水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域が 挙げられておりますが、千葉県では該当する条例を定めておりません。

土地の安定性への影響については、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険地区、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、森林法に基づく保安林が挙げられています。

植物への影響については、種の保存法に基づく生息地等保護区、希少種保護条例に 定める区域が、動物への影響については、ラムサール条約湿地、鳥獣保護管理法に基 づく国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区の特別保護地区が挙げられています。

地域を特徴づける生態系への影響については、世界自然遺産の資産及びその緩衝地 帯、自然環境保全法や県条例に基づく自然環境保全地域が挙げられています。

主要な眺望点、景観資源、眺望景観への影響については、自然公園法に基づく国立 /国定公園区域、県条例に基づく県立自然公園の特別地域、都市計画法に基づく風致地 区が挙げられています。

その他県が必要と判断するものとしては、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警 戒区域が挙げられています。

7・8ページが、ハンドブックで、太陽光発電施設について、一律に促進区域に含めないとするとまではいえないものの、環境保全に支障を及ぼすことがないよう措置する観点から考慮が必要な区域・事項のイメージとして示されているものです。

7 ページをご覧ください。騒音による生活環境への影響については、学校・病院等の位置や住宅の分布状況を、環境アセスメントデータベース(EADAS)や関係部局が示す情報で収集し、適正な配慮のための考え方として、パワーコンディショナーの設置場所の調整により距離を確保することや、防音措置を講じることなどが示されています。

同様に、水の濁りによる影響については取水施設の状況、重要な地形及び地質への

影響については重要地形レッドリストに掲載されている情報、植物の重要な種及び群落への影響については植生自然度の高い地域、特定植物群落、巨樹・巨木林、環境省や県レッドリストの情報が示されています。

8 ページに続きますが、動物の重要な種及び生息地への影響については県指定鳥獣保護区や環境省や県レッドリストの情報、地域を特徴づける生態系への影響は、自然再生の対象となる区域や、重要里地里山、重要湿地の情報、主要な眺望点・景観資源・眺望景観への影響については、国立/国定公園・県立自然公園の利用施設の眺望点や、長距離自然歩道、県立自然公園区域の普通地域、風致保安林の情報、その他県が必要と判断するものとしては、土砂災害警戒区域の情報、それぞれ EADAS、関係部局のWEB サイトや情報、環境省の地方環境事務所への聴取などにより収集し、適正な配慮のための考え方に示す内容を考慮することになります。

9 ページをご覧ください。都道府県基準で定める一部の考慮を要しないこととする特例事項、都道府県基準で定めるすべての考慮を要しないこととする適用除外は、環境負荷が比較的小さい場合に設定可能で、住宅の屋根に設置されるもの、工場の屋根に設置されるもの、屋根置きかつ 10kW 未満のもの等が例示されています。

これまで説明した国基準や、ハンドブックに示されたイメージを基に、千葉県の環境配慮基準の策定にあたっての考え方の概要を示したものが、10・11ページです。

10ページをご覧ください。基準を設定する再エネの種別は、太陽光発電施設と風力発電施設の2種類です。

それぞれの施設について、ここでは県基準で促進区域に含めない区域の主なもの、 考慮すべき区域・事項のうち特徴的なものなどについて、記載しています。

太陽光発電設備については、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、国基準では考慮すべき区域・事項となっていますが、災害防止の観点から、県基準では促進区域に含めない区域に設定します。

土砂災害特別警戒区域については、国基準には特段の定めはなく、ハンドブックでは促進区域に含めない区域とされており、災害防止の観点から県基準では促進区域に含めない区域に設定します。

土砂災害警戒区域、河川区域、河川保全区域、河川予定地については、国基準、ハンドブックとも特段の定めはありませんが、災害防止の観点から促進区域に含めない区域に設定します。

生息地等保護区(監視地区)、国立・国定公園(第2・3種の特別地域)、保安林については、国基準では考慮すべき区域・事項ですが、希少生物や自然保護等の観点から促進区域に含めない区域と設定します。

ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区(特別保護地区)、県自然環境保全地域等、県立自然公園の特別地域、風致地区については、国基準では特段の定めはなく、ハンドブックでは促進区域に含めない区域に設定されており、県では希少生物や自然保護、景観等の観点から促進区域に含めない区域に設定します。

特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全地区については、国基準、 ハンドブックとも特段の定めはありませんが、良好な自然環境や災害防止の観点から 促進区域に含めない区域に設定します。

優良農地については、県内の一部で普及が進んでいる、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、促進区域に含めない区域ではなく考慮すべき区域・事項として設定し、農業との調和を図ります。

11ページをご覧ください。風力発電設備については、表に示すとおりで、太陽光発電設備と異なる部分についてのみ説明します。

保安林については、太陽光発電設備では促進区域に含めない区域として設定しますが、風力発電設備については、一律に促進区域に含めない区域とすると、風況の良い防風保安林等も除外されてしまうため、考慮すべき区域・事項として設定し、森林の公益的機能との調和を図ります。

優良農地については、太陽光発電設備では考慮すべき区域・事項として設定しましたが、風力発電設備では促進区域に含めない区域として設定します。

12ページをご覧ください。本日、御議論いただきたい点です。このあと説明する資料2「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の方向性について」に示すとおり、太陽光発電施設及び風力発電施設の環境配慮基準を設定しようと考えており、促進区域に含めない区域や考慮すべき区域・事項等について、例えば、〇〇地域は考慮すべき区域・事項となっているが、促進区域に含めない区域とすべき、〇〇地域は特に設定がないが、考慮すべき区域・事項に加えるべき等といったことについて、御議論いただければと考えております。

13ページをご覧ください。今後のスケジュールですが、本日の第1回企画政策部会で、環境配慮基準の趣旨説明をさせていただき、方向性について御議論いただきます。

次回 12 月 27 日に予定している、第 2 回企画政策部会で、環境配慮基準の素案をお示しし、御議論いただいた上で、令和 6 年 1 月にパブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメント等の結果を踏まえ、3月に開催予定の第3回企画政策部会で、 環境配慮基準の案をお示しし、環境審議会から答申をいただいた後、3月中に環境配 慮基準を決定したいと考えております。

それでは、資料2「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の 方向性について」を説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。構成は、目次、基本的事項、太陽光発電施設や 風力発電施設の基準、促進区域の設定等に当たっての留意事項、基準の見直し、にな ります。

2 ページをご覧ください。目次は、先ほど説明した構成のとおりで、基準については、それぞれの施設について、促進区域に含めない区域、促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項を記載します。

3 ページをご覧ください。基本的事項を示していますが、趣旨としては、国は、地域の脱炭素化を促進するため、令和4年4月に施行された地球温暖化対策推進法の改正により、地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域脱炭素化促進事業の制度を創設しました。市町村は、実行計画の区域施策編に、促進区域等を定めるよう努めることとされ、設定に当たっては、国や県の環境保全に係る基準を踏まえることとされています。県では、本県の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に配慮した再生可能エネルギー導入を促進するため、促進区域の設定に関する環境配慮基準を定めるものです。

基準の位置づけは、地球温暖化対策推進法に基づく、都道府県が定める促進区域に 関する環境配慮基準で、千葉県地球温暖化対策実行計画の一部に位置付けられます。

基準の対象は、対象とする施設の種類としては、太陽光発電施設及び風力発電施設 の2種類で、対象としない施設の規模・設置形態としては、建築物の屋根、屋上又は 壁面に設置する出力 10kW 未満の太陽光発電設備とします。

4~6ページが、太陽光発電施設に関して、促進区域に含めない区域です。

区域名や根拠法令等を黒字、それぞれの区域について、国基準等の欄に国基準やハンドブックでの記載状況、概要には区域の簡単な説明を、青字で記載しています。

また、それぞれの区域のうち主なものについては、その詳細や県内での指定状況等 を、資料 2 (参考) に示しています。

国基準で促進区域に含めない区域とされているものは、県基準は設定しないので、 ここでは、ハンドブックで促進区域に含めない区域となっていないものを中心に、県 基準で促進区域に含めない区域とした理由を簡単に説明します。

4 ページをご覧ください。土地に安定性については、No.1~6 の区域を設定しています。

No.4 のうち、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域については、ハンドブックでは考慮すべき区域・事項となっておりますが、災害発生防止の観点から、土砂災害特別警戒区域とともに、県基準では促進区域に含めない区域として設定します。土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域については、資料2参考の5ページに説明があり、いずれも県内に1万箇所以上指定されている状況です。

No.5 の保安林は、その種類によってハンドブックの記載が異なりますが、特定の公益目的を達成するための森林で、いずれも公益上重要であるので、ハンドブックで特段の記載のない保安林予定森林とともに、県基準では促進区域に含めない区域として設定します。保安林については資料2参考の6ページに説明があり、県内の保安林面積は18,683ha、県土面積の3.6%、森林面積の12.6%を占めています。

No.6 の河川法に基づく河川区域、河川保全区域及び河川予定地は、いずれもハンドブックで特段の記載はありませんが、災害発生防止の観点や他県の設定状況等を考慮し、促進区域に含めない区域として設定します。これらの区域については、資料2参考の7ページに説明があります。

5ページをご覧ください。動植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響については、No.7~9の区域を設定しています。No.7は、資料2参考の8ページに説明があります。これらのうち鳥獣保護管理法に基づく県指定鳥獣保護区については、ハンドブックでは考慮すべき区域・事項として設定されていますが、県指定特別保護地区や国指定鳥獣保護区と同様、鳥獣の保護のために必要と認められ指定していることから、同様に促進区域に含めない区域として設定します。

地域を特徴づける生態系への影響については、No.10 の区域を設定しており、資料 2 参考の 11 ページに説明があります。No.10 のうち、千葉県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域や緑地環境保全地域については、ハンドブックで特段の記載は

ありませんが、自然環境保全地域と同様に、千葉県自然環境保全条例に基づき、それ ぞれ特色のある自然環境を形成している区域であることから、促進区域に含めない区 域として設定します。

6ページをご覧ください。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、No.13~14の区域を設定しています。No.13の都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については、資料2参考の14ページに説明があります。特別緑地保全地区は、ハンドブックでは特段の記載はありませんが、都市における良好な自然環境となる緑地として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行い、現状凍結的に保全する区域であることから、他県の設定状況等も考慮し促進区域に含めない区域として設定します。

No.14 の首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区・近郊緑地保全地区は、資料2参考の 15 ページに説明があります。首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することが、無秩序な市街化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することから、特に保全が必要な地区について、国が近郊緑地保全地区を指定し、そのうち特に自然環境の優れた地区を県が近郊緑地特別保全地区として指定しており、建築行為など一定の行為の制限を行う地区であることから、促進区域に含めない区域として設定します。

7~9 ページが、太陽光発電施設に関して考慮すべき区域・事項です。ハンドブック と記載が異なる主な箇所を説明します。

7 ページをご覧ください。環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項については、No.1~4 の区域・事項について考慮します。No.4 の土地の安定性への影響については、ハンドブックに特段の記載がないものについても、災害発生防止や安全に直接関わることから、幅広に考慮します。

9 ページをご覧ください。その他県が必要と判断するものとしては、優良農地については、先ほども説明したとおり、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、促進区域に含めない区域には設定せず、考慮すべき区域・事項とするほか、漁業権の設定状況、文化財の指定地、廃棄物の埋設場所、土壌汚染場所などについても考慮します。

10~12 ページが風力発電施設に関して促進区域に含めない区域で、13~16 ページが考慮すべき区域・事項です。

太陽光発電施設と異なる部分についてのみ説明させていただきます。区域の欄をグレーにしている部分が該当する箇所です。

12ページの促進区域に含めない区域の、その他県が特に配慮が必要と判断する事項に関して、No.14の優良農地については、太陽光発電施設に関しては、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、考慮すべき区域・事項としましたが、風力発電施設に関しては、促進区域に含めない区域としています。

13~14ページの考慮すべき区域・事項について、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項のうち、No.1では風車の影による影響についても考慮します。

14ページの No.4 土地の安定性への影響の中で、保安林・保安林予定森林については、太陽光発電施設に関しては、促進区域に含めない区域としていましたが、風力発電施設に関しては、風況の良い防風保安林も除外されてしまうため、考慮すべき区域・事項としました。

15ページをご覧ください。生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する 事項のうち、No.5の動植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響については、風 力発電に係るセンシティビティマップについても考慮します。これについては、資料 2参考 18ページに説明していますが、風力発電施設のブレードに鳥類が衝突するバ ードストライクが懸念されるため、鳥類への影響や渡りルートなどを考慮します。

風力発電設備に関して、太陽光発電設備と異なる部分は以上になります。

17ページをご覧ください。留意事項と基準の見直しについてですが、促進区域の設定等に当たっての留意事項は、本基準は、県内一律に配慮を要する事項を定めていることから、地域特性等に応じて市町村が主体的に検討を行うこと、所管行政機関と十分な意見交換・調整を行うこと、環境への影響の懸念が小さい場所から優先的に設定するよう検討を行うこととしております。

基準の見直しについては、千葉県地球温暖化対策実行計画で掲げる目標や関連する 施策の実施状況等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜 行うこととしました。

本日の審議事項に関する私からの説明は以上です。

佐々木部会長 ありがとうございました。ただいまの御説明について御意見御質問をいた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。秋葉委員お願いします。 **秋葉委員** 最初に伺いたいのは、昨年 4 月に施行された改正温暖化対策推進法を受けて、 今回、環境配慮基準の策定に向けて動くとのことですが、近隣自治体の策定状況について教えていただけたらと思います。愛知県などは、すでに策定済と伺っていますが、 埼玉県や東京都、神奈川県の環境配慮基準の策定状況について、教えていただきたい と思います。

佐々木部会長 事務局からお願いします。

事務局 御指摘のとおり、愛知県や京都府などでは、すでに策定しています。近隣では、 茨城県や埼玉県が策定しており、全国で10数自治体が策定済となっています。

佐々木部会長 続いていかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

- 佐藤委員 促進区域に含めない区域は非常にわかりやすいのですが、考慮すべき区域・事項は何となくわかりますが、必ず対策をする必要があるかと思いました。具体的には、 考慮すべきとはどのようなことか、教えていただきたいと思います。
- 事務局 考慮すべきについては、促進区域を設定する際に、この区域についてはどのようなことを考慮し、どのような情報を収集し、その収集方法などを示すとともに、その環境配慮事項ごとの適正な配慮のための考え方を示すことになっています。

例えば、資料1の7ページはハンドブックで示されたもので、騒音による生活環境への影響を考慮する場合に、収集すべき情報としては、保全対象施設となる学校や病院の場所や、住宅の分布状況です。こういったものを EADAS や関係部局が示す情報で収集し、例えばこのような範囲を促進区域として設定した場合、パワーコンディショナーからは音が発生するため、そのような影響を、学校や病院等の施設、住宅が受けることがないか、そこに近いところに設置する場合であれば、囲いなどの防音対策を講じているかなど、配慮がされているかどうかを確認します。

先ほど説明した、例えば囲いを設ける等の措置は、どちらかというと環境配慮基準 を設定する時よりも、施設を認定するときに判断する基準になると思います。同じよ うに、それぞれの考えられる影響について、収集すべき情報、収集方法、適正な配慮 のための考え方が示されているので、こういったものがきちんと配慮されるように考 慮した上で、促進区域を設定することになります。

- **佐々木部会長** 今の件に関して、具体的な考え方などについては、次回の企画政策部会で 示されますか。
- 事務局 次回に、環境配慮基準の素案として示します。それぞれの区域について、とのような情報を、どのように収集して、どのような事項について配慮するのか、促進区域の設定時に配慮すべき事項と、施設の認定時に配慮すべき事項に分けてわかりやすく示したいと考えています。

佐々木部会長 他はいかがでしょうか。中村委員お願いします。

- 中村委員 そもそも論になりますが、これは促進事業ということで事業者が事業を行うときの基準の話だと思いますが、保護されるべき地域でないにしても、里山や森林などの木を切って、太陽光パネルを設置することは、森林はCO2を吸収しているので、太陽光パネルが増えれば良いわけでもないと思います。県として再生可能エネルギーの促進について、事業者や家庭ができることがあると思いますが、その辺りのバランスをどう考えているのかお聞きしてもよろしいでしょうか。
- 事務局 基本的には、考慮すべき環境配慮事項に、色々な自然環境のことを盛り込んでいます。市町村が促進区域を設定し、再生可能エネルギーの導入を進めていくために、どのように設定するかですが、県一律の基準では、盛り込める項目はこのぐらいまでと考えています。実際には、例えば市町村として、この里山は絶対守りたいとか、森林を開発する導入を促進しないといった考えはあると思いますが、最終的には市町村が地域特性に応じて促進する区域を定めていくことになります。特に県としては、一律でこういうところは含めない、こういうところは考慮して設定するといった全県一律の基準を定めることになっていますので、森林を開発して進めていくような考えで設定するものではありません。

佐々木部会長 オンラインの方から手が挙がっています。梶委員お願いします。

- **梶委員** 太陽光発電は、太陽光パネルが設置されると、そこが野生動物の隠れ家になります。示された区域は保護する場所で、太陽光発電を推進しないとのお話でした。私は千葉県環境審議会の鳥獣部会の委員を仰せつかっていますが、特に千葉県の南総に、シカやイノシシ、キョンが非常に密度高く生息し、また、増加傾向が著しく、制御が困難な状況になっています。保全する場所と管理を推進する場所については、太陽光発電設備の設置について考慮が必要ではないかと思います。その他の県が必要と判断するものの項目に、そのことを加えたほうがいいのかなと思いました。
- 事務局 県が必要と判断するものの項目に、例えば、有害鳥獣の管理をしていく上で支障 になるような施設を作ることについて、何か配慮するといったような趣旨になるでしょうか。そのような趣旨や意味が盛り込めるか検討したいと思います。
- **梶委員** 1つの書き方としては、保全と管理の両方を入れることもあるのかなと思います ので御検討していただければと思います。
- **事務局** 管理の趣旨が考慮されるような書き方を考えたいと思います。まだ妙案は浮かんでいませんが、検討させていただきます。
- **佐々木部会長** 次回に案が出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。 それではオンラインから藤倉委員お願いいたします。
- 藤倉委員 教えていただきたいのは資料1の2ページで、この制度の背景として、地域資源である再生可能エネルギーについて、一部の事業では環境への適切な配慮がされない、また、地域の合意形成が十分図られていないことを起因した地域トラブルが発生している、ということだと思います。お伺いしたいのは、千葉県内の太陽光や風力発電で、このような地域トラブルが実際に発生しているのかどうか、もし発生しているとしたら、今回この促進区域に含めないことで回避しうるものかどうかです。また、

現在、千葉県では、多くの風力や太陽光発電が設置されていると思いますが、促進区域に含めないとした案の区域に、現実にすでに設置されているものがあるのかどうか、 教えていただけますでしょうか。

事務局 実際にトラブルがあるかどうかの御質問ですが、計画段階において地元から色々と御意見をいただいて、進出が遅れているところについては把握しています。

トラブルについては、度合いが色々あると思いますが、多少の苦情があることは市町村から聞いていますが、大きな問題については把握していません。

この環境配慮基準の促進区域に含めない区域として考えているものの中で、土砂災 害特別警戒区域に太陽光発電施設がいくつか立地していることは確認しています。

この環境配慮基準は、あくまでも促進区域として設定する際の基準ということで、 例えば促進区域に含めない区域して設定した区域でも、施設の設置を禁止する趣旨で はなくて、市町村がその区域については、促進区域として設定できなくなるといった 趣旨であるため、この基準を策定したからといって、その区域に施設の設置ができな くなるというものではありません。

藤倉委員 最初にお尋ねした趣旨は、もし現実に千葉県下でトラブルが起こりそうなので あれば、その解決に資するような県基準を作るという意味で、何かその地元ならでは のことがあるかどうかを、県としても把握されてはどうかという点でした。

それから、二つ目のお答えの中で、促進区域に含めない区域に設定すると、市町村 は促進区域に設定できないが、促進区域に含めない区域に施設を一切設置できないわ けではないということでしょうか。小さい設備を除外するのはよいですが、事業者が 事業計画を立てられなくなるのでしょうか。

事務局 事業者が計画を立てられなくなるわけではなく、先ほど藤倉委員が仰られたとおり、促進区域として設定ができなくなります。促進区域内の事業を認定することができる制度のため、認定を受けられる施設は設置できなくなりますが、全く施設が設置できないのではなく、あくまでも市町村として促進区域を設定することができなくなります。市町村としては促進区域を設定し、設置に適したところに施設を誘導するというような趣旨です。

佐々木部会長 ありがとうございます。池邊委員お願いします。

池邊委員 考慮すべき区域・事項について、重要な地形及び地質への影響と、植物のところとで、微妙に書き方が違います。重要な地形及び地形があっても、促進区域に含まれてしまう可能性があり、当該地域の改変を避ける、又は改変をできる限り小さくすると書かれています。植物の方は、原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすることと書いてあり、地形の方が弱めに、要するに改変ができる、できる限り小さくすればできると書かれています。地形は植生よりも一度改変してしまうと、戻ることがなく、風力発電であれば、コンクリートの基礎が打たれると、著しい損傷を受けて元に戻すことはできないので、その辺りの配慮が必要だと思います。

景観についての環境省の記述がありますが、私は銚子市の風力発電の委員会に参加していましたが、屏風ケ浦という昭和の早めの時に国の名勝に指定された、非常に重要な景勝地の前に、巨大な風力発電が、何十基と作られるわけです。景観に関しては、環境省のものだけではなく、国で指定しているものなので、文化庁にある名勝指定地や文化的景観などの指定地を避けるといったことや、できる限り改変を避けた事業計画が必要だと思います。

先ほどの梶委員の御意見とも関係すると思いますが、以前に千葉県で 40ha の太陽 光発電を2つ、計80ha 設置する計画がありました。10 年程前の委員会だったと思いますが、そういうものに関して、環境アセスが全く機能しませんでした。その時は国 土利用計画の委員会の席上でそれが出てきたわけですが、ご存知のとおり、太陽光パネルは放置されると、多大な土壌汚染や水質汚濁、水質汚染に繋がると思います。この基準は設置するときだけの考慮になっており、促進区域の設定とは違うかもしれませんが、撤退する時の配慮や管理体制も必要だと思いますので、一言入れていただければと思います。

事務局 まず1番目の重要な地形及び地質への影響の記述について、資料で示しているものは、基本的には環境省で示されているハンドブックに従って記載しているため、千葉県の地域特性を考えて、記載を変えるべき部分については御意見も参考にしながら検討したいと思いますが、基本的には設定のイメージが環境省から示されているとこ

ろです。

2番目の風力発電に係わる景観への影響について、実はこの基準で対象としているのは、あくまでも地球温暖化対策推進法で扱っている陸上風力であり、洋上風力発電は、再エネ海域利用法といった別の法律の扱いになっています。ただし、景観への配慮の重要性に係る御意見は理解しましたので、基本的には環境省のハンドブックに沿って記載していますが、どの程度工夫できるは少し検討したいと思います。

3番目の太陽光発電設備の撤退に関する基準がないと、残された太陽光パネルによる水質汚染などといったことが心配であるとの御意見ですが、他県では、福岡県の基準では、事業終了時の記載がありますので、他県の状況を研究し、少し検討したいと思います。

池邊委員 大きな面積だと太陽光パネルを取りかえるにも非常に費用が掛かり、売電価格 と合わなくなると撤退することも出てくるかと思うので、よろしくお願いします。

事務局 撤去については、FIT 法による廃棄費用の積立制度が始まっています。これは、20年間のFIT 期間のうち残りの10年間で廃棄費用を積み立て、事業終了時の撤去費用を賄う制度です。これに加えて、国では、2030年代後半の太陽光パネルの多量廃棄に向けて、リサイクルを義務化するような制度の検討をしていると聞いています。そのような動向や他県の設定状況も踏まえて、記述を検討したいと思います。

佐々木部会長 ありがとうございます。亀山委員お願いします。

亀山委員 風力発電について 2 点伺いたかったのですが、1 点目の洋上風力発電については、別法律でカバーされているとの事務局の説明で、私の疑問は解決しました。

2点目が優良農地についてです。風力発電の場合は、促進区域に含めない区域との 御説明だったと理解しましたが、そのように判断した理由を教えていただきたいと思 います。先ほどの藤倉委員の、促進区域でなければ設置してはいけないということな のかという御質問にも関わります。私の理解では、必ずしも積極的に促進すべきでは ないにしても、もし広大な農地があって、その土地の有効活用という趣旨で風力発電 を設置したいという事業者いたときに、必ずしも悪いと決める必然性はないのかなと 思いました。その都度、その場所でのプロジェクトについて、環境アセスをするような手続きを踏まえれば、むしろ設置してもらったほうが良いという考え方もあるのかなと思ったので、促進区域に含めない区域に設定した理由を教えていただければと思います。

事務局 環境配慮基準は、促進区域として含めない区域や、考慮を必要とする区域について基準を作っているもので、その区域において実際に施設の設置を禁止する趣旨ではありません。

ここでの優良農地は、農業振興が行われており、農地が整理されて、農業をしっかりやっているようなところになります。例えば、亀山委員のイメージしているような
荒廃農地は、風力発電の設置は恐らく有効な使い方であると思います。積極的に農業
振興しているところについて、両立しうるものとしては、ソーラーシェアリングは考えられますが、風力発電と農業の両立は、なかなか考えづらいところもあり、促進区域に含めない区域として設定することを考えてます。

- **亀山委員長** そういったことは農協や関係者の御意見を伺ったことを踏まえて、判断されたとの理解でよいでしょうか。
- 事務局 この環境配慮基準の策定にあたっては、前年度、地球温暖化対策実行計画を策定する際に、県の関係部局や市町村と農林関係のヒアリングを行っています。今後、素案を策定したときにも、県の農林部局等の意見を聞く予定です。

佐々木部会長 まだ発言されていない方を優先したいと思います。外山委員お願いします。

外山委員 本日の審議事項とずれるかもしれませんが、促進区域を設定し、その場所に再生可能エネルギー施設を設置した事業者がいる場合、その後、年数が経過し、例えば周辺の環境で変わることで、促進区域に含めない区域になることもあるかと思いますが、そのような場合は、すでに設置した施設に対して、何かペナルティーがあるとかはあるのでしょうか。少し趣旨が違うかもしれませんが、今後、策定した環境配慮基準が変わることはありますか。

事務局 まず一つ目としては、促進区域になっているいないにかかわらず、個別の事業の 進出を禁止する趣旨ではありません。

次に、資料2の最後に基準の見直しについて記載しているとおり、施策の実施状況や、外山委員の仰る周辺環境などを勘案して、必要があるときは環境配慮基準の見直しを行うとしています。市町村においても、恐らくそういった状況を踏まえて、促進区域を変更するといったことや、必要な改定を行うことになりますが、促進区域から外れたからといって、そこから立ち退くなどといった趣旨の基準ではありません。

佐々木部会長 オンライン出席の本郷委員いかがでしょうか。

本郷委員 御説明いただいた内容で、特に違和感はありません。

佐々木部会長 それではひと通り御意見をいただきました。少し時間が遅れており、二巡目の御意見を全委員からいただく時間は少しありませんが、何かありますか。秋葉委員お願いします。

秋葉委員 冒頭では前提となる質問をしたので、本質的な質問をさせていただきます。

1点目は優良農地に関して、太陽光発電設備は促進区域から除外すべき区域には入れなかったとの記載がありましたが、これは策定済の埼玉県や茨城県と比べて、千葉県独自の対応ですか。

2点目は最初の説明で水源に関する条例は千葉県にないとのことでした。資料2の 太陽光発電設備の考慮すべき区域・事項で、水の濁りによる影響は、国ではハンドブックにおいて考慮すべき事項、県基準では区域・事項に周辺の河川や湖沼等の利用状況等が書いてありますが、その河川や湖沼等には、例えば地下水に関することも含まれていますか。

3点目は、本県にはウミガメに関する条例もあったかと思います。本日示された基準にそのことに配慮しているものがあるのか、又は、今後、素案等において、配慮されるのかお聞きしたいと思います。

最後4点目は、資料2の3ページで、基準の対象としない設備として、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力 10kW 未満の太陽光発電が記載されていましたが、他県と同様かお聞きしたいと思います。

事務局 まず優良農地に係る他県の設定状況ですが、詳しくは確認しないとわかりませんが、千葉県の特徴として、ソーラーシェアリングが全国的にも進んでおり、それを妨げることがないよう、太陽光発電については、考慮すべき区域・事項として設定し、促進区域に含めない区域にはしない整理としました。

水源保護条例については、千葉県では条例は定めていませんが、この水の濁りによる影響については、考慮すべき区域・事項としたいと考えています。その範囲が地下水までかどうかについては、地下水への影響を考えて設定はしていないところです。

ウミガメの条例については、県内ではいすみ市や一宮町がウミガメの保護に関する 条例を制定していることは承知してします。この環境配慮基準は、全県一律の基準を 考えるもので、一部の市町村に該当するような条例についてまでは、ここでは取り上 げずに、地域特性に応じて、各市町村が促進区域を設定すればよいと考えています。 ただし、注意事項として伝えるようにしたいとは思います。なお、千葉県に上陸する のはアカウミガメであり、考慮すべき区域・事項のレッドリストに含まれているため、 考慮された上で、促進区域が設定されると考えています。

対象外とした施設については、他県でも概ね同様であり、環境省の具体例でも同様に示されているところです。

佐々木部会長 ありがとうございます。それでは大変申し訳ありませんが、時間ということで、ここまでにさせていただきたいと思います。恐らく、なかなかわかりにくいところは、促進すべき区域がどこなのかということについて、特に何も言っていないことだと思います。大前提として、どこをどう促進すべきかではなく、こういうところを促進するのであれば考慮してください、あるいはこういうところは除外しておきましょうという趣旨ですので、その辺りを明確にお伝えいただきたいなと思いました。

逆に、促進区域に含めない区域に設定すると、そこで実際に設置するのはなかなか 難しくなると思いましたので、あまり厳しくするのもどうなのかという御意見もあっ たと思いますので、考慮しながら進めていければと思います。 それから御意見がありましたが、その後の維持管理に関しても、どのくらい書き込むかについて、色々と議論があるかもしれないと思って伺いました。

それでは、次回に具体的な素案が示されると思いますが、基本的には資料2でお示しいただいた方向で作成を進めるということでよろしいでしょうか。色々と御意見がありましたので、事務局で考えていただき、なるべく反映するような形で作ってもらえればと思います。

あと、少し時間が十分でないように感じましたので、何かありましたら御意見として書面でいただければと思います。御意見をいただく期限を後ほど事務局からお知らせいただければと思います。それではこの議題ははここまでとします。

5 議題(2)報告事項

- 千葉県の温室効果ガス排出量について(2019年度)
- ・千葉県地球温暖化対策実行計画 主な取組の令和4年度実績について

佐々木部会長 議題に報告事項につきまして、事務局から御説明お願いいたします。

事務局 それでは報告事項の1つ目、千葉県の温室効果ガス排出量について、2019年度の 実績を説明させていただきます。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。2019 年度における千葉県の温室効果ガスの総排出量は、表 1-1 に示す通り、 CO_2 換算で 7,138 万 2 千トンであり、実行計画の基準年度である 2013 年度と比較すると 19.1%減少、前年度の <math>2018 年度と比較すると 5.6%の減少となっています。

資料2ページをご覧ください。図2-1に示す通り、温室効果ガス総排出量は2013年度以降、減少傾向であり、表2に示すとおり、温室効果ガスの種類別の構成比を見ると、二酸化炭素が全体の約98%を占めているという状況です。

続いて資料3ページをご覧ください。図2-2に示すとおり、県民1人当たりの温室効果ガス排出量、図2-3に示すとおり、県民総生産百万円当たりの温室効果ガス排出量は、どちらも減少傾向にはありますが、いずれも全国との比較では千葉県が高くなっています。これは、本県の東京湾沿いに素材エネルギー産業を中心とした製造

業が多く存在するためであり、本県の特徴の一つとなっております。

続いて4ページをご覧ください。二酸化炭素排出量の部門別推移は、図3-1、表3-1に示すとおりで、2013年度と比較すると、産業部門、家庭部門、業務その他部門、工業プロセス部門は、20%を超える減少に対して、運輸部門では5%の減少、廃棄物部門では0.7%の増加となっております。

資料5ページをご覧ください。千葉県及び全国における部門別二酸化炭素排出量の構成比を示しています。産業部門の構成比が全国の34.9%と比較すると、千葉県は56.9%と高くなっています。これは先ほどの説明のとおり、東京湾沿いの製造業の集積が主な要因で、大きなの特徴の一つとなっています。その他として、6ページに家庭部門における二酸化炭素排出量等の推移、7ページには電力排出係数の推移などを示しています。

続いて報告事項の2つ目、千葉県地球温暖化対策実行計画の主な取組の令和4年度 実績について説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。再生可能エネルギー等の活用に関して、家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の取組については、太陽光発電設備等共同購入支援事業、これは県と協定締結した事業者と連携し参加者を募集し、一括発注することで、スケールメリットを活かした価格低減を図る事業ですが、太陽光発電設備に関しては、契約件数が139件でした。千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業、こちらは市町村と連携し、太陽熱利用システムの助成を行ってます。千葉県脱炭素化促進緊急対策事業では、中小企業者等を対象に、太陽光発電設備の導入について153件の助成を行いました。

続いて、省エネルギーの促進については、家庭用蓄電池の設置費について、3,010 件の助成を行っています。その他、太陽光発電設備等共同購入支援事業では、蓄電池の契約件数が 189 件でした。

資料の2ページをご覧ください。千葉県脱炭素化促進緊急対策事業では、高効率空調設備222件、LED照明器具307件の助成を行っています。その他、事業者の自主的な取組を支援する登録制度であるCO2CO2スマート宣言事業所登録制度については、登録事業所数が令和3年度末の629件から、2,773件と大幅に増加しています。これは本制度の登録を、千葉県脱炭素化促進緊急対策事業の補助要件としたためです。

その他として、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善、循環型社会の構築、横断的施策その他については、それぞれの実績等を記載していますが、時間の都合上、説明は省かせていただきます。私からの説明は以上です。

佐々木部会長 報告事項ですが、何か御意見御質問等ありましたらお願いします。秋葉委員お願いします。

秋葉委員 資料4について、再生可能エネルギー等の活用の、太陽熱利用システムが2件 と非常に少ないですが、これは連携した市町村の数を表しているのか、申請者の数を 表しているのか、どちらでしょうか。

事務局 これは申請の件数を表しているところで、2件ということになります。。

佐々木部会長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項 を終わりとさせていただきます。

5 議題(3)その他

佐々木部会長 それでは、議題3の「その他」について、事務局から何かございますか。

事務局 本日いただきました御意見を踏まえまして、これから環境配慮基準の素案を策定していくこととなりますが、本日の御議論以外にも御意見がございましたら、11月16日の木曜日を目途に、特に様式等はありませんので、メール等で御意見をいただければと考えています。

それから、今年度は3回の審議会を予定しておりまして、次回の審議会は12月27日の水曜日の午後に行いたいと考えております。年末の押し迫ったところ、大変恐縮ですがよろしくお願いいたします。第3回審議会は、来年3月を考えており、こちらについても日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

佐々木部会長 以上で本日の議事を終了いたします。少し進行が遅れてしまいましたが、 御協力ありがとうございました。

6 閉会

司会 長時間の御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。 ありがとうございました。

以上